

○ 農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年9月10日付け40-13構造改善局建設部長通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 一般的事項</p> <p>（農地の解釈）</p> <p>1 <u>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（以下「法」という。）第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項により農地法が適用される農地については復旧の対象とする。</u></p> <p>但し、コンクリート等で覆われる前の農地（土）の状態までを復旧対象とし、農作物栽培高度化施設の一部である当該施設の底面コンクリート等は復旧の対象外とする。</p> <p>（一箇所工事の取扱い）</p> <p>2 法第2条第8項に規定する「1の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える<u>間隔</u>で連続しているものに係る工事又は二以上の施設にわたる<u>工事</u>で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの」に該当するものは、次に掲げるものとする。<u>なお、「間隔」とは、最短距離（水</u></p>	<p>第1 一般的事項</p> <p>（農地の解釈）</p> <p>1 法第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>農地法第四三条（農作物栽培高度化施設に関する特例）第1項により農地法が適用される農地については復旧の対象とする。</u></p> <p>但し、コンクリート等で覆われる前の農地（土）の状態までを復旧対象と<u>市</u>、農作物栽培高度化施設の一部である当該施設の底面コンクリート等は復旧の対象外とする。</p> <p>（一箇所工事の取扱い）</p> <p>2 法第2条8項に規定する「1の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える<u>間隔（最短距離（水平距離）という。）</u>で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの」に該当するものは、次に掲げるものとする。</p>

平距離)である。

- (1) 二の施設としてまとまっている頭首工、ため池、用排水機場等
- (2) 用水路にあつては、二の分水工(取水工を含む。)から次の分水工に至るまでにおいて被害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続している場合。なお、この場合の分水工には、幹線用水路等にあるほ場分水口(単に1筆程度の分水を目的とするもの)程度のもので用水路の機能に影響しない分水口は含まれないものとする。

3 (略)

(農道の幅員)

- 4 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)(以下「令」という。)第9条第5号に規定する農道の「有効幅員」とは、全幅員をいい、農道橋にあつては高欄の内幅とし、高欄のない農道橋にあつては地覆木の内幅とする。

5・6 (略)

(うち未成及びうち転属)

- 7 農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭和40年9月10日付け40農地D第1128号)(以下「要領」という。)第6に規定する、うち未成額及びうち転属額として控除すべき額は、当該工事に係る当初決定工事費(事業計画の変更について農林水産大臣に

- (1) 1の施設としてまとまっている頭首工、ため池、用排水機場等
- (2) 用水路にあつては、1の分水工(取水工を含む。)から次の分水工に至るまでにおいて被害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続している場合。なお、この場合の分水工には、幹線用水路等にあるほ場分水口(単に1筆程度の分水を目的とするもの)程度のもので用水路の機能に影響しない分水口は含まれないものとする。

3 (略)

(農道の幅員)

- 4 令第9条第5条に規定する農道の「有効幅員」とは、全幅員をいい、農道橋にあつては高欄の内幅とし、高欄のない農道橋にあつては地覆木の内幅とする。

5・6 (略)

(うち未成及びうち転属)

- 7 要領第6に規定する、「うち未成額及びうち転属額」として控除すべき額は、当該工事に係る当初決定工事費(事業計画の変更について農林水産大臣に協議し、その同意を得たものについては、変更後の金額とする。)の額から新たな災害の発生時におけ

協議し、その同意を得たものについては、変更後の金額とする。)の額から新たな災害の発生時における既施行工事の出来高金額を控除したものとする。この場合、うち未成額及びうち転属額として控除する額を事業計画の変更後の金額とする場合は、年災別、箇所別に当初決定工事に対する増減額を明確にし、査定終了後財務省に連絡するものとする。

## 8・9 (略)

(都市計画区域内の取扱い)

10 都市計画法 (昭和43年法律第100号) による都市計画区域における農地農業用施設災害復旧事業費の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地域内の農地及びその農地の利用または保全上必要な施設の災害復旧事業は、原則として実施しない。
- (2) 都市計画法による都市計画施設の区域及び市街化区域にある農地及びその農地の利用または保全上必要な施設の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小または復旧工法の検討(暫定工法にとどめる等)を行うものとする。

## 第2 個別事項

(農地の被災)

1 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和40年9月10日付け40農地D第1130号) (以下「要綱」という。) 第14の1の(1)

る既施行工事の出来高金額を控除したものとする。この場合、うち未成額及びうち転属額として控除する額を事業計画の変更後の金額とする場合は、年災別、箇所別に当初決定工事に対する増減額を明確にし、査定終了後大蔵省に連絡するものとする。

## 8・9 (略)

(都市計画区域内の取扱い)

10 都市計画法による都市計画区域における農地農業用施設災害復旧事業費の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地域内の農地及びその農地の利用または保全上必要な施設 (以下「農地等」という。) の災害復旧事業は、原則として実施しない。
- (2) 都市計画法による都市計画施設の区域及び市街化区域にある農地等の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小または復旧工法の検討(暫定工法にとどめる等)を行うものとする。

## 第2 個別事項

(農地の被災)

1 要綱第14-1-(1)に規定する「被災した農地」とは、法第2条第5項にいう災害を受けその復旧に要する工事費が40万円

に規定する「被災した農地」とは、法第2条第5項にいう「災害」を受けその復旧に要する工事費が40万円以上の場合をいい、「被災した農地を含む地域が湛水し」とは、前記の被災した農地を含む一連の農地に湛水した場合をいう。

この場合において、要綱第14の1の(1)に規定する「工事」の費用については、令第9条第6号の規定は適用しない。

(農地の区画変更)

2 要領第19の1の(2)の規定により農地の区画を変更して採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5)農道

農道は、その本数、延長を必要最小限度とするためできるだけ支配面積は大きく、かつ、屈曲が少なくなるよう決定する。

復旧農道の面積は、被災前の農道面積(幅員1.2メートル以上)を限度とする。ただし畦畔面積(耕作道を兼ねる畦畔を含む。)の減少に見合う復旧農道の増加は差支えないが、この場合農地として処理する。

また、路面と田面との高差は60センチメートル程度、土止工は空石積程度とし、路面舗装は砂利舗装として厚さは必要最小限度とする。

(6)・(7) (略)

(代替開墾)

3 要領第19の1の(1)により代替開墾を行うこととして採択する場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。

以上の場合をいい、「当該農地に湛水し」とは、前記の被災した農地を含む一連の農地に湛水した場合をいう。

この場合において、要綱第14-1-(1)に規定する工事の費用については、暫定法施行令第9条第6号の規定は適用しない。

(農地の区画変更)

2 要綱第19の(2)の規定により農地の区画を変更して採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5)農道

農道は、その本数、延長を必要最小限度とするためできるだけ支配面積は大きく、かつ、屈曲が少なくなるよう決定する。

復旧農道の面積は、被災前の農道面積(幅員1.2メートル以上)を限度とする。ただし畦畔面積(耕作道を兼ねる畦畔を含む。)の減少に見合う復旧農道の増加は差支えないが、この場合農地として処理する。

また、路面と田面との高差は60センチメートル程度、土止工は空石積程度とし、路面舗装は砂利舗装として厚さは必要最小限度とする。

(6)・(7) (略)

(代替開墾)

3 要綱第19の1の(1)により代替開墾を行うこととして採択する場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (5) (略)

4 (略)

(防除・飲雑用水施設の取扱い)

5 家畜の飲雑用水及び果樹蔬菜等の防除用水を確保するために必要な取水施設、導水施設、貯水槽、給配水施設等で常時又は干天時において、かんがいの機能を併せ有する施設(防除用水にあつては、貯水槽の容量が1ヘクタール当たり3立方メートル以上、飲雑用水にあつては、取水能力が1日当たり3立方メートル以上)であり取水施設から給配水施設まで一連の組織機能をもつ施設に係る災害復旧事業の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、法第2条第4項に規定する共同利用施設の適用を受けるものは適用除外とする。なお、災害復旧事業の採択は、要綱第1の2の工種区分によるものとする。

(1)・(2) (略)

(水路の効用回復の取扱い)

6 要領第13の(1)により採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 排水路において、水路断面に100%以上の土砂が堆積した場合の掘削土量は、水路断面内についてはその70%とし、水路断面を超える部分については、掘削必要土量の100%を対象と

(1) ~ (5) (略)

4 (略)

(防除・飲雑用水施設の取扱い)

5 家畜の飲雑用水及び果樹蔬菜等の防除用水を確保するために必要な取水施設、導水施設、貯水槽、給配水施設等で常時又は干天時において、かんがいの機能を併せ有する施設(防除用水にあつては、貯水槽の容量が1ヘクタール当たり3立方メートル以上、飲雑用水にあつては、取水能力が1日当たり3立方メートル以上)であり取水施設から給配水施設まで一連の組織機能をもつ施設に係る災害復旧事業の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設の適用を受けるものは適用除外とする。なお、災害復旧事業の採択は、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第1の2の工種区分によるものとする。

(1)・(2) (略)

(水路の効用回復の取扱い)

6 要綱第13-(1)により採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 排水路において、水路断面に100%以上の土砂がたい積した場合の掘削土量は、水路断面内についてはその70%とし、水路断面を超える部分については、掘削必要土量の100%を対象と

する。ただし、実施に際しては、工事着手時の堆積状況により効用回復に必要な土量を対象として差支えない。

- (3) 排水路断面の3割以上が埋塞し、応急工事で掘削した場合は、掘削必要土量の100%を対象とする。

7 (略)

### 第3 共通事項

1～3 (略)

(永久橋(全橋)の採択)

- 4 要領第15の(2)のオの(オ)にいう木橋又は一部が木橋の木造部分の延長の3分の2以上被災し、残存部分との取付けが不適当な場合において当該被災部分のみを永久構造とする場合とは、当該木橋又は木造部分の延長(河川の流心部又は水衝部に係る木造部分が被災した場合にあっては、当該流心部又は水衝部のみに係る延長)が、原則として70メートル未満の場合は延長の3分の2以上、70メートル以上110メートル未満の場合は延長の4分の3以上、110メートル以上の場合には延長の5分の4以上被災した場合において、次のア又はイの1に該当する場合をいう。

ア 当該被災部分を永久構造とすることによって橋面高を変更することとなるため、未被災部分との取付けが著しく不整合となる場合

イ 残存部の河状が変動し、又は残存部の下部構造が被災したため残存部を補強し、又は復旧する必要がある場合において、被

とする。ただし、実施に際しては、工事着手時のたい積状況により効用回復に必要な土量を対象として差支えない。

- (3) 排水路断面の3割以上が埋そくし、応急工事で掘削した場合は、掘削必要土量の100%を対象とする。

7 (略)

### 第3 共通事項

1～3 (略)

(永久橋(全橋)の採択)

- 4 要領第15の(2)のオの(オ)にいう木橋又は木造部分の延長の3分の2以上被災し、当該被災部分のみを永久構造とすることによって取合せ等が不適当となる場合とは、当該木橋又は木造部分の延長(河川の流心部又は水衝部に係る木造部分が被災した場合にあっては、当該流心部又は水衝部のみに係る延長)が、原則として70メートル未満の場合は延長の3分の2以上、70メートルを超え110メートル未満の場合は延長の4分の3以上、110メートルを超える場合は延長の5分の4以上被災した場合において、次のア又はイの1に該当する場合をいう。

ア 当該被災部分を永久構造とすることによって橋面高を変更することとなるため、未被災部分との取合わせが著しく不整合となる場合。

イ 残存部の河状が変動し、又は残存部の下部構造が被災したため残存部を補強し、又は復旧する必要がある場合において、被

災部分のみを永久構造として復旧することが著しく不適当な場合

(他事業計画区域内の災害)

5 要領第3に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い

ア～ウ (略)

エ 当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合又は利用することができなくなる場合は、施行予定年度を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。

オ (略)

(2) 他の事業により一部がしゅん工し、農業用施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い

ア～ウ (略)

6～9 (略)

(排土の盛土転用)

10 排水路が埋塞した場合において、当該埋塞土砂の一部を盛土等として利用する場合の掘削土量は、要領第13の(1)の規定によりたい積土量の7割を基準として算定した土量から利用土量

災部分のみを永久構造として復旧することが著しく不適当な場合。

(他事業計画区域内の災害)

5 要領第3に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い。

ア～ウ (略)

エ 当該被災施設を原型に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合又は利用することができなくなる場合は、施行予定年度を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。

オ (略)

(2) 他の事業により一部がしゅん工し、農業用施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い。

ア～ウ (略)

6～9 (略)

(排土の盛土転用)

10 排水路が埋そくした場合において、当該埋そく土砂の一部を盛土等として利用する場合の掘削土量は、要領第13の(1)の規定により埋そく土量の7割を基準として算定した土量から利用土量

を差し引いたものとする。ただし、一定計画に基づいて復旧する場合の掘削土量については、原則として自然流下量を見込まないものとする。

11・12 (略)

(波除護岸の採択)

13 要領第15の(2)のアの(ア)に規定する「波除護岸」の取扱いは、対岸距離100メートルを目安とし、築造材料、施工方法、立地条件及び法勾配等を勘案して必要やむを得ないと認められる場合とする。

14～16 (略)

(農地畦畔と農業用施設の護岸の取扱い)

17 農地に隣接する水路又は道路等の農業用施設が被災し、復旧工法として護岸工(土止工等)を採用した場合の農地畦畔との取扱いについては、次の各号によるものとする。なお、この取扱いは、法第2条第8項の分離施行困難又は不適當により申請された場合にも適用する。

(1) 農地が被災していない場合又は、農地の復旧補助申請のない場合の取扱い

ア・イ (略)

(2) 農地が被災し、復旧補助申請をする場合の取扱い

ア・イ (略)

量を差し引いたものとする。ただし、一定計画に基づいて復旧する場合の掘削土量については、原則として自然流下量を見込まないものとする。

11・12 (略)

(波除護岸の採択)

13 要領第15の(2)のアの(ア)に規定する波除護岸の取扱いは、対岸距離100メートルを目安とし、築造材料、施工方法、立地条件及び法勾配等を勘案して必要やむを得ないと認められる場合とする。

14～16 (略)

(農地畦畔と農業用施設の護岸の取扱い)

17 農地に隣接する水路又は道路等の農業用施設が被災し、復旧工法として護岸工(土止工等)を採用した場合の農地畦畔との取扱いについては、次の各号によるものとする。なお、この取扱いは、法第2条第8項の分離施行困難又は不適當により申請された場合にも適用する。

(1) 農地が被災していない場合又は、農地の復旧補助申請のない場合の取扱い。

ア・イ (略)

(2) 農地が被災し、復旧補助申請をする場合の取扱い。

ア・イ (略)

(水田養魚に供されている水田の扱い)

18 水田養魚とは原則として耕作の目的に供される状態で魚介類の養殖が行われるものをいうが、次に掲げる、地域の特性、魚介類の種類等から一時的に耕土を仮置し、養殖中のものは営農の範囲で水田の用に供し得るものとみなし、農地災害復旧事業として取扱うものとする。その範囲は、原形の畦畔天端から平均0.7メートル程度とする。

(1)・(2) (略)

(自然環境の保全に配慮した工法の取扱い)

19 要領第16にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

- (1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化材等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

(水田養魚に供されている水田の扱い)

18 水田養魚とは原則として耕作の目的に供される状態で魚介類の養殖が行われるものをいうが、地域の特性、魚介類の種類等から一時的に耕土を仮置し、養殖中のものは営農の範囲で水田の用に供し得るものとみなし、農地災害復旧事業として取扱うものとする。その範囲は、原形の畦畔天端から平均0.7メートル程度とする。

(1)・(2) (略)

(自然環境の保全に配慮した工法の取扱い)

19 査定要領第16にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

- (1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合。
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化材等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。